

役員のための財務税務会社法ニュース

マネジメントリポート

今回のテーマ：不正リスク対応基準（仮称）の概要

企業会計審議会監査部会により、監査における不正リスク対応基準（仮称）（公開草案）が取りまとめられ、平成24年12月21日に公表されました。

この基準は、金融商品取引法上のディスクロージャーをめぐる不適切な事例が相次いだことを受けて、また財務諸表監査に関連する国際的な動向に鑑みて、我が国の公認会計士監査をより実効性あるものとするとの観点から検討、策定されたものです。

今回のリポートでは、この基準の概要及び今後残る実務的課題について整理します。

1 基準の概要

不正リスク対応基準は、主として金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業（非上場企業のうち資本金5億円未満又は10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く）に対する監査において実施することが予定されています。また、独立した基準として策定された本基準ですが、不正リスクに対応するための追加的な手続を画一的に求めることを意図しているものでないともされており、不正等を示唆する状況がない場合や監査人において本基準に規定する監査手続が実施されている場合には、監査実務に重要な変更は予定されないこととなります。また、監査対応を行う企業にとっても重要な変更はないものと想定されます。

本基準では、①監査人の職業的懐疑心、②不正リスクに対応した監査手続、③不正リスクに対応した監査事務所の品質管理を規定する内容となっており、例えば②については、監査計画を策定するにあたって「抜き打ちの監査手続」を組み込むこと、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が判明した場合にはより踏み込んだ対応をすべきこと等が規定されています。一方、被監査企業とその取引先企業との通謀が疑われる場合において監査人と当該取引先企業の監査人とが連携することなど、審議経過において新たな対応を検討したものの、継続検討することとされた点もあります。

2 今後の課題

企業会計審議会監査部会では、審議経過において次のような点についても検討しています。

例えば残高確認を例にとると、①取引先だけではなく取引先の監査人からも確認状への回答を求める、②よりリスクの高い場合には取引先の監査人に対して取引先の調査を依頼してその具体的な報告を求めるなどの手法が考えられます。

しかしこれらの場合、監査人が負う守秘義務についてどのように取扱うか課題が残ります。また、取引先監査人が用いる報告様式の問題、報告にあたっての監査法人内の審査の取扱い、取引先監査人がさらにその取引先の監査人に報告を求める必要がある場合についてどのように考えるかなど、具体的な手続論についても詰めることが必要となります。さらには、このような手続を行った結果として不正が発見されなかった場合の訴訟リスク、取引先監査人の報告責任に係る訴訟リスクをどう考えるかという問題も残ります。

お見逃しなく！

財務諸表監査における不正リスク発見への期待と監査実務上の実行可能性とのせめぎあいがあるような結果を迎えるか注目されます。